陳 情 文 書 表

平24陳情第15号 平成24年9月7日受理	
件 名	秦野市なでしこ会館の貸室を継続的に利用できるよう求める 陳情
陳情者	秦野市名古然と環境を守る会。

秦野市西田原 5 4 - 5 4 町田 優衣 4 秦野市寺山 7 9 6 - 8 4 春野市寺山 4 8 3 - 4 4 秦野市寺山 4 8 5 6 - 9 4 秦野市大槻 4 1 0 - 1 - 1 2 - 3 0 4 4 田中 光雄 4 番野市 田松 2 - 6 - 2 5 4 高橋 智英子 4

陳情の原文

陳情趣旨

秦野市なでしこ会館条例廃止の議案は、公民館などの増設によりなでしこ会館の貸室利用が減少したことを秦野市なでしこ会館条例廃止の理由としています。なでしこ会館が運用開始された当時の利用者数は4万2千人ですが、その後、鶴巻公民館、上公民館を初めとして、合計7つの施設(公民館等)が増設されています。これだけの公民館の増設や登録した団体しか使えないという利用制限があるにもかかわらず、なでしこ会館の昨年度の利用人数は3万4千人に上っています。この事実を、単に、利用者が減少したと判断してよいのでしょうか。むしろ、なでしこ会館には市民からの強い需要があると考えられます。

需要が多いという理由は、なでしこ会館が、秦野駅とバス・ターミナルに近く、市内のどこからでも交通が便利という特徴を備えているからだと考えられます。市の全域から参加するような市民活動にとって、また市民の高齢化を考えると、交通の利便性は市民活動促進の重要なポイントです。

交通が便利ななでしこ会館を活用して、自主的な健康維持、文化・学習活動、生涯学習への参加を促進し、さらに高齢者にも拡大することは、市としても重要な政策目標だと思います。

なでしこ会館の賃借の廃止にあたっては、一般的な広報以外に、事前に、 登録団体からの意見聴取を行うのが望ましいと思います。しかし、現在ま でこのような機会はなかったため、本市議会に陳情いたします。

陳情事項
私たちは、この条例が廃止されないことを希望しています。しかし、条
例が廃止される場合には、次の事項を市議会として表明してください。
1 なでしこ会館の利用について使用登録団体からの意見聴取を十分に行
うこと。
2 市の財政支出削減の必要を考慮しつつ、来年4月以降も、何らかの形
で市民団体が貸室として継続的に利用できることが望ましいこと。